

適格合併を行った場合の青色欠損金の繰越控除

Q : 当社は、共同事業を行うための組織再編成として、適格合併によりA社を吸収しました。A社の青色欠損金を当社に引き継ぐことはできますか？

A : 共同事業を行うための組織再編成であるため、無条件で、適格合併の日前5年以内に生じた青色欠損金の引き継ぎが可能です。

【解説】

法人税法上、合併があった場合には、被合併法人の資産を時価により合併法人に移転したものと考え、原則その時点での含み益に対して課税されます。しかし、一定の要件を満たす適格合併に該当すれば、被合併法人の資産を簿価により引き継ぐことができ、結果、含み益への課税が譲渡時まで繰り延べられることになります。

適格合併とは、被合併法人の株主に合併法人の株式以外の資産が交付されない合併をいい、「グループ内組織再編成」と「共同事業を行うための組織再編成」とがあります。従来、合併に際し、青色欠損金の引き継ぎは認められていませんでしたが、平成13年の税制改正により、適格合併に該当する場合には、適格合併の日前5年以内に生じた青色欠損金の引き継ぎが認められることとなりました。特に、ご質問のような、「共同事業を行うための組織再編成」の場合には、合併法人又は被合併法人のうち、一方の欠損金を他方の所得と相殺するといった恣意性が働きにくいと考えられることから、無条件での引き継ぎが認められています。

